

大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金申請書(家計急変世帯分)について

支給要件

- ① 令和4年度住民税非課税世帯ではないこと
- ② 予期せず、令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯の全員が令和4年度住民税非課税水準相当であること(※)
(※世帯のうち、令和4年度住民税が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入(所得)見込額が住民税非課税水準に相当する額以下であること)
- ③ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではないこと

支給対象

支給要件に該当する世帯の世帯主

支給額


1世帯あたり **5万円**

申請書 記入例

表面

お問合せ
番号 01 2345678 9

提出用


 A1234567890A

大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書
 大阪市長 宛 申請日 令和 年 月 日
1 申請者(世帯主)
 裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意のうえ、申請します。
 別途「簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者)」の内容についても、相違ありません。

1	氏名 フリガナ: オオサカ タロウ 漢字: 大阪 太郎	生年月日 51年10月1日	現住所(住民票の登録地) 大阪府大阪市北区中之島〇〇〇〇〇 電話番号 06 (1234) 5678
----------	-------------------------------------------------	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------

2 申請者が属する世帯の状況 ※申請日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。

世帯員 氏名	世帯員 との関係	生年月日	令和4年1月1日及び令和4年9月30日時点の住所が、現住所と異なる場合は、それぞれ		令和4年度課税(所得)証明書の提出理由	
			2-1	2-2	2-3	2-4
1 世帯主 同上	本人		令和4.1.1の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	令和4.9.30の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の扶養親族である <input checked="" type="checkbox"/> 大阪府で課税されている
2 大阪 花子 妻	妻	52歳 4月1日	令和4.1.1の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	令和4.9.30の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の扶養親族である <input checked="" type="checkbox"/> 大阪府で課税されている
3 大阪 一郎 子	子	10歳 5月10日	令和4.1.1の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	令和4.9.30の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 堺市〇〇区〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の扶養親族である <input type="checkbox"/> 大阪府で課税されている
4 大阪 次郎 子	子	14歳 6月20日	令和4.1.1の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ場合は記入不要	令和4.9.30の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 神戸市〇〇区〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の扶養親族である <input type="checkbox"/> 大阪府で課税されている

3 給付金の振込口座 ※口座は、申請者(世帯主)の名義のものに限ります。
 ※裏面に「振込口座が確認できる書類」と「本人確認書類」のコピーを必ず貼り付けてください。

口座名義(カナ) オオサカ タロウ	金融機関名 銀行 <input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 金融機関番号 00000000000000000000	本・支店名 〇〇〇	種金種別 <input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
ゆうちょ銀行の場合	通帳の記号	口座番号	通帳の番号(右読み)

記入もれ、書類の添付もれがあった場合、給付金を支給できませんので十分にご注意ください。
 裏面も必ずご確認ください。

1 申請者(世帯主)が署名のうえ、現住所等を記入してください。

2-1 申請日時点の全ての世帯構成員について記入してください。

2-2 令和4年1月1日及び令和4年9月30日時点の住所が、現住所と異なる場合は、それぞれの時点の住所を記入してください。

2-3 世帯全員の令和4年度住民税の課税状況について、チェック欄(□)に✓を記入してください。
令和4年度住民税を【課税】にチェック(✓)した世帯員について、別途「簡易な収入(所得)見込額の申立書」を作成してください。

2-4 令和4年度課税(所得)証明書を添付しない理由をチェック欄(□)に✓を記入してください。
令和4年1月2日以降の市外転入者は、原則、課税(所得)証明書を添付することとしていますが、チェック項目のいずれかに該当する場合は、添付は不要です。

3 振込口座を記入のうえ、申請書裏面に口座を確認できる書類のコピーを貼り付けてください。

申立書 記入例

専用ホームページにおいて、非課税相当に該当するかどうかを簡易に計算できるツールを掲載しています。申立書作成の際のご参考としてください。

4 この申立書は申請書 **表面** の2-3で、令和4年度住民税を「課税」にチェック(☑)した全ての世帯員ごとに作成してください。

表面

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

■「大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒に提出
 ■「同申請書」の「2 申請者が属する世帯員状況」に記載の世帯員のうち、令和4年度住民税状況を「☑課税」と記入した世帯員は必ず記入してください

申請書にお問合せ番号が記載されている場合は必ず記入してください
 ※ 記入がない場合、確認に時間がかかり、支給が滞る場合があります。

お問合せ番号: 012345

1 収入が減少した世帯員の氏名: **大阪 太郎**

■ 令和4年度住民税均等割が「課税」の世帯員の氏名を記入してください。

「任意の1か月の収入」で申し立てる場合

2 令和4年1月から同年12月までの、収入が減少した任意の1か月の収入額を記入してください

令和 4 年 月	予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に、収入が減少した任意の1か月の収入額	円
[a] 給与収入	1500000	円
[b] 事業又は不動産収入		円
[c] 年金収入		円
[D] 年間収入見込額	1800000	円

■ 複数の収入がある方は、全ての収入を記入してください。
 ■ 一時所得など、上記以外の収入は記入不要です。

5 収入が減少した令和4年1月から同年12月までの、任意の1か月の収入金額を記入してください。また、給与明細など収入額がわかる書類を添付してください。

給与明細の例

支給	控除	差引合計
基本給	健康保険料 7,403	振込支給額 140,751
残業手当	介護保険料 0	
通勤手当/非課	厚生年金保険料 13,725	
	雇用保険料 450	
	所得税 7,671	
	住民税 0	
合計	合計 29,249	差引支給合計 140,751

給与収入の場合は、支給総額から、非課税分(通勤手当など)を差し引いた金額が収入額となります。(例の場合は、150,000円が収入額となります)

3 年間収入見込額(上記2の収入額を12倍した金額)を記入してください。

×12倍 (=12か月分)

年間収入	[A] 給与収入 (a×12)	18000000	円
	[B] 事業又は不動産収入 (b×12)		円
	[C] 年金収入 (c×12)		円
	[D] 年間収入見込額 ([A]+[B]+[C])	18000000	円

6 1か月の収入額を12倍した年間収入見込額を記入してください。

4 上記の世帯員の扶養親族等の人数: **3** 人

5 上記の世帯員について、障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除、未成年者控除の有無: なし あり

■ 扶養親族等の人数とは、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

6 非課税相当収入限度額: **2557000** 円

■ 非課税相当収入限度額は右の早見表から、扶養親族等の人数にあてはまる金額を記入してください。障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当収入限度額は204.3万円とさせていただきます。

扶養親族等の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
1人(例:配偶者のみ扶養)	156.0万円
2人(例:配偶者+子1人)	205.7万円
3人(例:配偶者+子2人)	255.7万円
4人(例:配偶者+子3人)	305.7万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.3万円

7 非課税相当: 上記3の[D]年間収入見込額が、6の非課税相当収入限度額以下となる場合は、非課税相当に該当します。

7 扶養親族等の人数など、4・5に記入した内容をもとに早見表からあてはまる非課税相当収入限度額を記入してください。
 3の[D]年間収入見込額が6の非課税相当収入限度額以下となる場合は、非課税相当に該当します。
 「任意の1か月の収入」で申し立てる場合は、以上で終了です。

※ 給与以外の収入がある方など、**表面**の「任意の1か月の収入」で申し立てる場合で非該当でも、**裏面**の「年間所得見込額」で申し立てる場合は、控除額を算出することで該当となる場合があります。
 「年間所得見込額」で申し立てる場合は、裏面を記入してください。

「年間所得見込額」で申し立てる場合 ※給与以外の収入がある方など、「任意の1か月の収入」で非該当でも、「年間所得見込額」で申し立てた場合は、控除額を算出することで非課税相当に該当する場合があります。

8 1 表面「3」の[D]年間収入見込額を転記してください。
 年間収入見込額

9 2 上記「1」の年間収入見込額のうち、年間の給与収入(表面「3」の[A])にかかる給与所得控除額を記入してください。
 控除 給与所得控除額
給与所得控除額の算定方法
 ※右の算定式より年間収入に対する控除額を計算のうえ、記入してください。
 ・給与収入が55万円以下 → 給与収入分
 ・給与収入が55万円超162.5万円以下 → 55万円
 ・給与収入が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%+10万円
 ・給与収入が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円
 ・給与収入が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+4万円

3 上記「1」の年間収入見込額のうち、年間の事業収入、不動産収入(表面「3」の[B])にかかる必要経費額を記入してください。
 控除 事業収入等の経費
事業収入等の経費
 ・事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
 ・帳簿など上記の経費がわかる書類を添付してください(任意の1か月の経費×12か月など)。

4 上記「1」の年間収入見込額のうち、年間の公的年金等収入(表面「3」の[C])にかかる公的年金等控除額を記入してください。
 控除 公的年金等控除額
公的年金等控除額の算定方法
 ※右の算定式より年間収入に対する控除額を計算のうえ、記入してください。
 (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 ・60万円以下 → 公的年金等収入分
 ・60万円超130万円未満 → 60万円
 ・130万円超410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 ・410万円超770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 ・110万円以下 → 公的年金等収入分
 ・110万円超330万円未満 → 110万円
 ・330万円超410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 ・410万円超770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

10 5 年間所得見込額を計算のうえ、記入してください。
 年間所得見込額
年間所得見込額の算定方法
 年間所得見込額=年間収入見込額-控除額の合計
 5 = 1 - (2+3+4)

11 6 申請時点の扶養人数等に応じた非課税相当所得限度額を記入してください。
 非課税相当所得限度額
表面「4」に記載の「扶養親族等の人数」3人 → 非課税相当所得限度額
 障がい者、寡婦、ひとり親、未成年者 あり なし
 非課税相当所得限度額は右の早見表から、申請時点の「扶養親族等の人数」にあてはまる金額を記入してください。
 ※「扶養親族等の人数」とは、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。
 ※申請時点で、障がい者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合は、非課税相当所得限度額は135万円とさせていただきます。

(早見表)	扶養親族等の人数	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	1人	45万円
1人(例:配偶者のみ扶養)	2人	101万円
2人(例:配偶者+1人)	3人	136万円
3人(例:配偶者+2人)	4人	171万円
4人(例:配偶者+3人)		206万円
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合		135万円

非課税相当 上記5の年間所得見込額が、6の非課税相当所得限度額以下となる場合は、非課税相当に該当します。

必要書類 ※収入の種類によって、金額の確認できる書類(コピー)を添付してください。
 【給与収入の場合】 例: 給与明細、勤務先の給与支払証明など
 離職票、雇用保険受給資格者証など
 【年金収入の場合】 例: 年金振込通知書、年金決定通知書など
 【事業・不動産収入の場合】 例: 帳簿など(収入及び経費のわかるもの)

- 8** 表面「3」の[D]で記入した年間収入見込額を記入してください。
- 9** 年間収入見込額のうち、給与所得控除額・事業収入等の経費・公的年金等控除額を記入してください。
 控除額は、収入の種類ごとに記載の算定方法により計算のうえ記入してください。
- 10** ①～④に記入した、年間収入見込額・控除額から年間所得見込額を計算してください。

$$\text{年間所得見込額} = \text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})$$
 で求めることができます。
- 11** 扶養親族等の人数などをもとに早見表からあてはまる非課税相当所得限度額を記入してください。
 ⑤の年間所得見込額が⑥の非課税相当所得限度額以下となる場合は、非課税相当に該当します。

お問合せ

大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

9:00～20:00(土日祝 9:00～17:30 12/29～1/3は休み)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等で確認してください。

TEL: 0120-993-420 TEL:06-7223-9393

FAX:0120-967-194 メール:info@osaka-kakakukoutoukyufu.jp

専用ホームページ

受付状況等の
確認はこちら

大阪市 価格高騰 給付金

検索

<https://osaka-kakakukoutoukyufu.jp/>

こちらからもアクセスできます。



Q 支給要件にある「予期せず家計が急変した」とはどのような意味ですか？

A 電力・ガス・食料品等の価格高騰等の影響を受けて、予期せず令和4年1月～12月の間に収入が減少し、年間収入(所得)見込額が、住民税非課税相当の水準以下になることです。予期しない収入の減少とは、例えば、電力・ガス等の価格高騰や新型コロナウイルスの影響等による勤務先の業績悪化や、事業経費の増大などが考えられます。一方、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や、事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは、予期せず家計が急変したのものには該当しません。

Q 夫婦ともに働いているが、「簡易な収入(所得)見込額の申立書」は世帯主のものだけ作成すればよいですか？

A いいえ。令和4年度住民税が課税された全ての世帯員の申立書が必要です。課税された世帯員の全員が、予期せず収入が減少し、住民税非課税相当の水準以下になった場合のみ、給付金の支給対象となる可能性があります。

Q 自営業の場合は、収入がわかる書類はどのようなものを出せばよいですか？

A 例えば、事業収入と必要経費が記載された帳簿などのコピーを添付してください。

Q 申請書を郵送したが、受付状況などを知ることができますか？

A 申請後の受付状況などは、専用ホームページにおいて、申請書に記載の「お問合せ番号」または「バーコード番号」により確認することができます。

Q 私は先月に退職し、無収入となったが給付金を受け取ることはできますか？

A あなたを含め、令和4年度住民税均等割を課税された世帯員の全員が、予期しない理由により、収入が減少し、住民税非課税相当の水準以下になった場合は、給付金の支給対象となる可能性があります。ただし、定年退職や自己都合の退職で、予期せず収入が減少したとはいえない理由の場合は、本給付金の対象となりません。

Q 「簡易な収入(所得)見込額の申立書」の記入方法が難しくわかりません。

A 専用ホームページにおいて、非課税相当に該当するかどうかを簡易に計算できるツールを掲載しています。申立書作成の際のご参考としてください。

[専用ホームページ](#)

大阪市 価格高騰 給付金

検索